

社団法人ゼンコロ 2010年度事業報告書

1. はじめに

障害者自立支援法訴訟(以下、訴訟)について、2010年1月、国(厚労省)と障害者自立支援法訴訟団(以下、訴訟団)とのあいだで基本合意文書が取り交わされた。これを契機に、内閣府に障がい者制度改革推進本部(以下、本部)が設置され、障がい者制度改革推進会議が設けられた。当会議では2011年2月までに計30回におよぶ会議が持たれ、その間「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」と「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を本部に提出した。

政府では2010年6月、障害者制度改革の推進のための基本的な方向に関して、閣議決定がなされた。そのなかで、今後のロードマップが示され、2011年中に障害者基本法の抜本改正法(以下、抜本改正法)、2012年中に障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法、2013年中に障害者差別禁止法、それぞれの案を国会に提出することが決まった。2011年2月、内閣府から障がい者制度改革推進会議に対して、抜本改正法に関する法案要綱が提示された。しかしながら、日本障害フォーラム(以下、JDF)の統一要求書に書かれているように、この法案要綱では第一次意見や第二次意見で述べられた障害当事者の声が十分に汲みとられていない。

抜本改正法や障害者総合福祉法、さらに障害者差別禁止法の究極の目的は、つまるところ、2008年に国際連合で発効された障害者権利条約に日本も批准することにある。当条約の批准に向けて、国会議員のあいだでは国連障害者の権利条約推進議員連盟が超党派でつぐられ、それから6年の月日が経った。とはいえ、この超党派のグループから具体的な成果が出ているとは言い難い。

日本が障害者権利条約に批准するには、克服すべき課題が山積している。まずは、抜本改正法が国会でどのように審議されてゆくのか。障がい者制度改革推進会議の動向と合わせて注目してゆきたい。

東日本大震災の発生から間もない4月上旬、JDFではみやぎ支援センターを立ち上げて、被災地への支援体制を整備した。ゼンコロでは支援センターの立ち上げと同時に、会員法人から支援員を派遣し、被災地での被災障害者支援にあたっている。

2. 活動内容

① 総会と理事会

総会については、6月(第55回)と3月(第56回)に開催した。理事会については、6月(第47回)・10月(第48回)・3月(第49・50回)に開催した。3月の第56回総会では、ゼンコロとして公益社団法人に移行申請するの可否かについて議論された。その結果、移行の申

請に関する件は、公益社団そのものの捉え方について活発な質疑が展開され、次回 6 月の第 57 回の総会まで持ち越されることになった。

② 三役会議

4 月に開催し、6 月の理事会・総会の進め方はもとより、流動的な障害者福祉の現状について意見を交換した。

③ 運営委員会

ゼンコロの事実上の執行機関という役割を明確に自覚しながら、事業プロジェクトと企画プロジェクトにおける活動を統括し、双方の進捗を検証した。会議を 6 月(第 5 回)・9 月(第 6 回)・11 月(第 7 回)・2 月(第 8 回)に持った。論議が交わされた内容には、主に公益社団法人への移行に向けた定款の改定と関連する新規会員の募集、会費規程の見直し、ゼンコロの綱領の改定、役員任期変更、社団設立 50 周年事業、新年度予算と事業計画、日本障害者協議会への支援について、さらに企画・事業プロジェクトの検討結果の検証、社会支援雇用研究会からの報告聴取等が挙げられる。

④ 事業プロジェクト

4 月(第 4 回)・7 月(第 5 回)・10 月(第 6 回)・1 月(第 7 回)に会議を持った。第 4 回の席で会員法人のひとつから提案があった自治体への紙おむつ給付事業について、事務局ではメーカーや代理店と折衝し、オムツの仕入れに資することができた。その結果、当法人では 2011 年度から新しい事業のひとつとして開始をすることができた。他の法人には同事業や関連事業に取り組み始めたところがある。

古紙の回収を主軸とする環境事業では、売り上げ及び粗利ともに前年度の実績を上回ることができた。当事業を立ち上げてから 7 年目に入り安定の兆しが見えはじめた。現状に満足することなく、新年度も顧客層を拡大するべく営業活動を展開する。

⑤ 企画プロジェクト

5 月(第 5 回)・8 月(第 6 回)・10 月(第 7 回)・1 月(第 8 回)に会議を持った。ホームページのあり方や広報誌の体裁、50 周年事業などについて論議を交わした結果、ホームページと広報誌を刷新すること、また周年事業について、時代背景も踏まえ、華美にせず、感謝の念を盛り込む形で開催することを運営委員会に提案した。さらに、ブックレット(小冊子)を 3 冊刊行した。1 冊目には、前年度末に開催したゼンコロ内部向け研修会の内容、2 冊目には、6 月に開催した内部向け研修会の内容、3 冊目は、10 月に開催した外部向け研修会の内容を盛り込んだ。

また、「調一興著作選集」と「丸山一郎の生涯(仮称)」を刊行する予定だった。前者については計 6 回に及ぶ編集会議を重ねたが、出版が当年度中に間に合わず、新年度の 4 月以降に延期されることになった。後者については、出版元の中央法規出版において、ライターが取材・編集に時間を割いており、出版は次年度に延期されることになった。

うつに罹患した人のリワークというテーマで、外部向け研修会を 10 月に実施し、当研修会には約 100 名以上の人に参加した。集約されたアンケートからは、好評の声が多数寄せ

られた。

⑥ 日本障害者協議会=社会支援雇用研究会

同研究会の柱のひとつ諸外国の現状調査として、海外調査グループが4月から5月にかけてドイツ・オランダ・ベルギー・フランス・デンマークの欧州諸国を訪れ、各国における社会支援雇用の実体を把握した。この結果は「EU諸国における社会支援雇用調査報告書」としてまとめられた。また会議などが合わせて8回持たれた。国外での調査と国内での研究という経過を経て、「社会支援雇用研究会の実現に向けて」というテーマで成果がまとまり、3月に障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会のヒアリングでこのことが発表される予定だった。しかしながら、東日本大震災の影響を受け、この発表は見送られることになった。延期されたヒアリングは2011年4月26日に実施された。

⑦ 事務局会議

事務局における業務を漏れなく、円滑に進行させるべく、事務局会議を月に1回実施した。新年度も事務局会議を同じ頻度で実施し、日常業務を一層効果的かつ効率よく進行させる。

⑧ その他

ゼンコロでは、障がい者制度改革推進会議の動向を注視するべく、当会議で提出された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」を手持ち資料として刷り増しし、会員法人に配布、活用を図った。

また、障害者自立支援法訴訟について、2010年3月に国(厚労省)と訴訟団の間で和解も成立した。その後、この間の経過をまとめた小冊子「さよなら障害者自立支援法—訴訟勝利までの軌跡」が、障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会より発刊され、ゼンコロで相当部数を購入し、会員法人に配布、活用を図った。

また、あわせて、菅内閣における基本的な政策が示された「新成長戦略—『元気な日本』復活のシナリオ」を刷り増しし、会員法人に配布、活用を図った。

年度末の3月11日発生した東日本大震災では、ふたつの会員法人が物資の供給停止を始めとする被害を受けた。ゼンコロではこれらの会員法人にたいして見舞金を贈与した。(了)